

平成30年度

江津工業高等学校後援会 役員会

【日時】 平成31年1月16日（水）
15時00分～16時00分

【会場】 江工会館 会議室

－ 役員会次第 －

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 江津工業高等学校後援会会則の改正について・・・ p2

4 報告事項

(1) 平成30年度進路状況について・・・・・・・・・・ p3

(2) 高校魅力化事業について・・・・・・・・・・ p6

(3) 要望事項について・・・・・・・・・・ p15

(4) 寄宿舍の共同利用について（資料なし）

(5) その他

7490に25し
1070

742デ2 スの人材を
後援会に

4 校長あいさつ

5 閉会

3 議 事

(1) 江津工業高等学校後援会会則の改正について

会則新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(会議)</p> <p>第8条</p> <p>本会の会議は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総会</p> <p><u>総会は、概ね5月と12月の年2回開催し、</u>次の事項を審議する。会議の議長は会長があたる。</p> <p>①本会の会則の改廃に関する事項。</p> <p>②予算並びに決算の承認に関する事項。</p> <p>③役員を選出に関する事項。</p> <p>④その他、会長が必要と認めた事項。</p> <p>(2) 役員会</p> <p>会長が必要と認めたとき開催し、総会に提出する議案その他重要事項を審議する。</p> <p>会長、副会長、代表理事をもって構成する。</p>	<p>(会議)</p> <p>第8条</p> <p>本会の会議は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総会</p> <p>会長の招集により開催し、次の事項を審議する。会議の議長は会長があたる。</p> <p>①本会の会則の改廃に関する事項。</p> <p>②予算並びに決算の承認に関する事項。</p> <p>③役員を選出に関する事項。</p> <p>④その他、会長が必要と認めた事項。</p> <p>(2) 役員会</p> <p>会長が必要と認めたとき開催し、総会に提出する議案その他重要事項を審議する。</p> <p>会長、副会長、代表理事をもって構成する。</p>	<p>(改正)</p>

平成30年度 島根県立江津工業高等学校後援会役員名簿

会 長	今井産業（株）代表取締役	今 井 久 師
副 会 長	島 根 県 議 会 議 員 江 津 市 市 長 江 工 会 会 長 江津工業高等学校PTA会長	岡 本 昭 二 山 下 修 人 土 井 正 泰 山 内 泰 之
代表理事	大田市教育委員会教育長	船 木 三紀夫
代表理事	江津市教育委員会教育長	小笠原 隆
代表理事	浜田市教育委員会教育長	石 本 一 夫
代表理事	大田市産業振興部長	尾 田 英 夫
代表理事	江津市経済部門参事	土 崎 一 雄
代表理事	浜田市産業経済部長	田 村 洋 二
理 事	江津工業高等学校PTA副会長	永 田 一 樹
代表理事	江津工業高等学校PTA副会長	藤 田 紀 子
理 事	江津工業高等学校PTA副会長	岩 本 浩 学
理 事	江津市産業人材育成コーディネーター	横 田 久 師
理 事	（有）日海電設代表取締役	今 井 久 義
代表理事	（株）オーサン代表取締役	島 田 久 義
理 事	江津土建（株）代表取締役	室 谷 卓 治
代表理事	島根電工（株）江津営業所所長	浜 浦 重 実
代表理事	第一稀元素化学工業（株）江津工場工場長	前 川 幸 彦
代表理事	トップ金属工業（株）江津工場常務取締役	林 田 栄 三
理 事	永井建設（株）代表取締役	永 井 武 彦
理 事	日本製紙（株）江津工場工場長	板 谷 和 徳
代表理事	（株）原工務所代表取締役	原 諭 論
理 事	（株）丸惣代表取締役	佐々木 賢 一
理 事	森下建設（株）代表取締役	森 下 幸 一
理 事	祥洋建設（株）代表取締役	今 井 久 晴
理 事	（株）シンカー代表取締役	片 山 清 治
代表理事	宮田建設工業（株）代表取締役	宮 田 智 裕
理 事	（株）毛利組代表取締役	毛 利 栄 就
監 事	江 工 会 監 査 江津工業高等学校PTA監事	佐々木 一 郎 和 田 雄 二
幹 事	江 工 会 事 務 局 江津工業高等学校教頭 江津工業高等学校事務長	岩 田 泰 典 田 村 実 次 土 屋 義 次

平成30年度 島根県立江津工業高等学校後援会顧問名簿

顧問	大田商工会議所会頭	森田博久
	江津商工会議所会頭	永井良三
	浜田商工会議所会頭	櫛山陽介
	江工会副会長	藤田厚
	島根職業能力開発短期大学校校長	紀高志
	江津工業高等学校校長	井上雅彦

(順不同)

島根県立江津工業高等学校後援会会則

(名称及び事務局)

第1条

本会は島根県立江津工業高等学校（以下江津工業高校と略記）後援会と称し、事務局を江津工業高校内に置く。

(目的)

第2条

本会は江津工業高校の教育方針に従い、教育の振興並びに環境整備拡充のために支援を行うことを目的とする。

(活動事項)

第3条

本会は前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 江津工業高校の発展と教育諸条件の整備及び島根県西部の産業人材育成に関する事項
- (2) その他、必要と認める事項。

(組織)

第4条

本会はその趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役員及び任期)

第5条

本会には次の役員を置き、任期は一ヶ年とする。但し再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 代表理事 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 幹事 江津工業高校江工会事務局・江津工業高校教頭及び事務長

(役員を選出)

第6条

- (1) 会長・副会長・代表理事・監事は総会において選出する。
- (2) 顧問は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- (3) 幹事は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条

本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその会務を代行する。
- (3) 理事は重要事項を協議し、処理する。
- (4) 監事は本会の会計を監査し、報告する。
- (5) 幹事は本会の庶務・会計に当たる。

(会議)

第8条

本会の会議は次のとおりとする。

(1) 総会

会長の招集により開催し、次の事項を審議する。会議の議長は会長があたる。

- ①本会の会則の改廃に関する事項。
- ②予算並びに決算の承認に関する事項。
- ③役員を選出に関する事項。
- ④その他、会長が必要と認めた事項。

(2) 役員会

会長が必要と認めたとき開催し、総会に提出する議案その他重要事項を審議する。
会長、副会長、代表理事をもって構成する。

(経費)

第9条

本会の経費は助成金・寄付金及びその他の収入をもって充て、会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則 本会則は平成30年9月3日より施行する。